

## 定期年金保険

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

### 商品の特徴

- ・ 退職されてから、公的年金のお受け取りまでのつなぎ資金などとしてご利用いただくのに適しています。
- ・ 据置定期年金保険には、保険料の払込みの種別によって、分割払と一時払があります。ほかに、即時定期年金保険のコースがあります。
- ・ 保険料一時払の据置定期年金保険の据置期間は1年又は2年です。
- ・ 年金の受取期間によって、5年定期年金保険と10年定期年金保険があります。ただし、5年定期年金保険は、保険料分割払の据置定期年金保険に限ります。

### 保険種類と加入年齢

保険種類	年金支払期間	年金支払開始年齢	加入年齢
据置定期年金保険 (保険料分割払)	5年又は10年	55歳	45～52歳
		60歳	50～57歳
		65歳	55～62歳
据置定期年金保険 (保険料一時払)	10年	55～70歳 (各歳刻み)	年金支払開始年齢の 1歳前又は2歳前
即時定期年金保険	10年	55～70歳	55～70歳

### 注意事項

- ・ 定期年金保険は、一定期間、一定額をお支払いする年金保険で、年金額は逓増型終身年金保険のように増加しません。

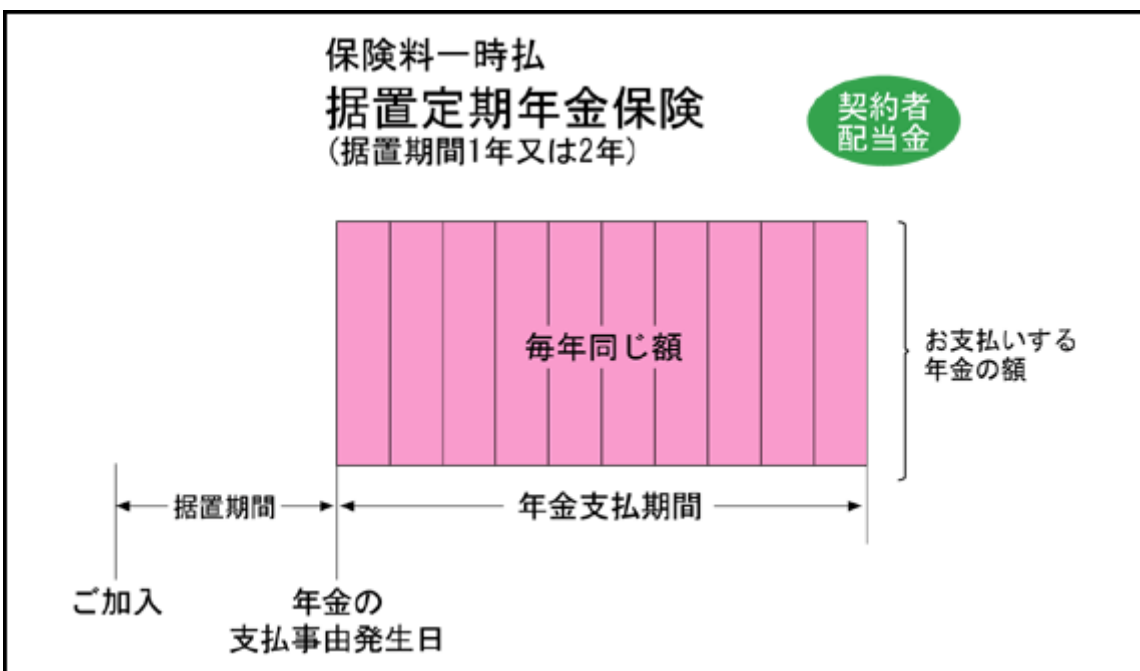
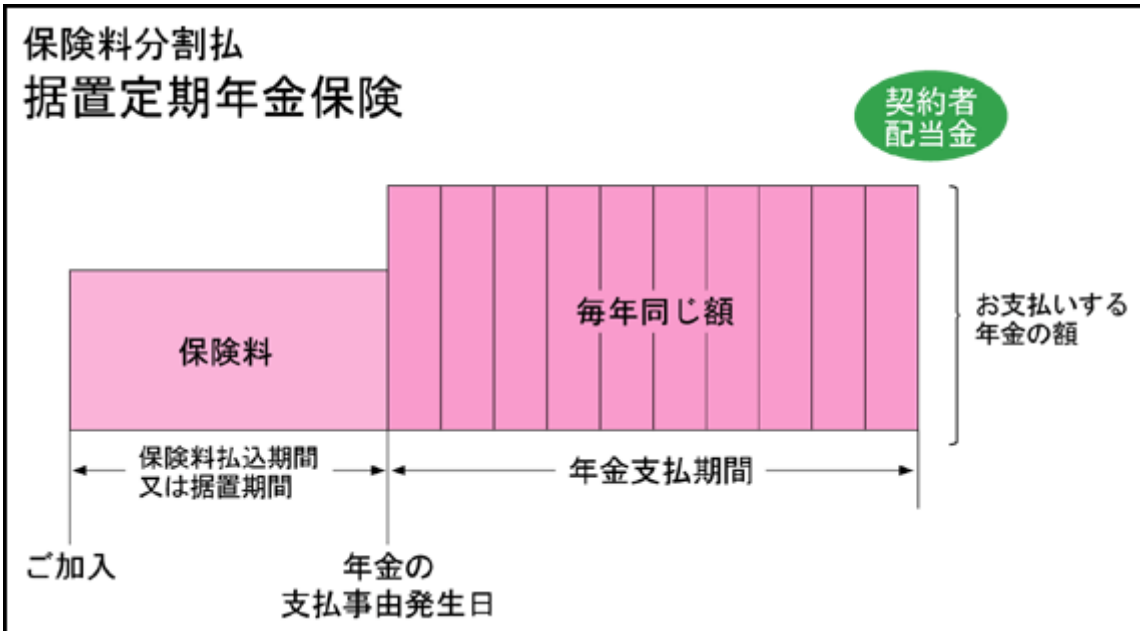
- 年金受取人が亡くなられた場合

保険料払込期間内死亡

年金は支払われません。この場合は、還付金等があればお支払いします。

年金受取期間内死亡

残りの期間に対する年金は支払われません。この場合は、還付金等があればお支払いします。



# 即時定期年金保険

契約者  
配当金

